

厚生労働省告示第九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	附則 平成三十三年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。
改正前	附則 平成三十年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。